

狭い道路拡幅整備事業（指定道路台帳作成事業）について

建築住宅部建築行政課

【目 的】

道路を巡っては、情報の適正な管理がなされていないことも一因し、建築確認申請時において、敷地に接する道路が法の規定による道路に該当するかどうか、基準時の状況についての判断が難しくなっている。本事業は、道路に関し、事前に的確な情報提供を行うとともに、情報を適正に管理するため、指定道路台帳等の整備をすることを目的とする。

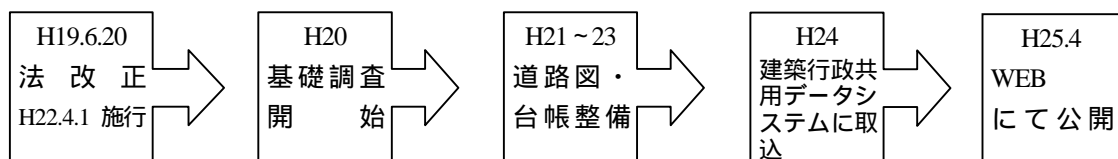
【事業内容】

道路に関し、事前に的確な情報提供を行うとともに、情報を適正に管理するため、指定道路などの調査を行い、「指定道路図」および「指定道路調書」を作成する。

また、これらの作成した資料を管理システム化し、開示・閲覧できるようにする。
対象区域は都市計画区域内とする。

【経緯と今後のスケジュール】

- 平成19年6月20日の建築基準法の改正により、同法により指定する2項道路等について、新たに指定方法を定め、いわゆる「包括指定」が禁じられた。
同時に、すでに指定した2項道路等を含め、特定行政庁が指定した路線ごとの道路の位置・種類を明示した台帳（「指定道路図」「指定道路調書」）を作成・保存する場合の様式を定めるとともに、これらの閲覧の規定が設けられた（当初は平成22年4月1日施行で作成・保存が義務付けされた。その後、施行規則の改正（平成20年4月15日）で「作成し、これらを保存するときは・・・」との表現となり、義務付けはなくなっているが、今後再度義務付けされることが予測されている）。
- 開発中の建築行政共用データシステムの一部として、特定行政庁が指定道路に関する情報の整備・管理に活用できる道路情報登録閲覧システムを開発中（平成22年4月に本運用開始）。本システムを使用することにより、特定行政庁では、指定道路図や指定道路調書を窓口での閲覧に供したり、WEBを通じて公開することができる。



【所管課の見積額】

160百万円（平成20～23年度）

【効果】

- ・道路を巡るトラブルの防止
- ・今後指定される道路の適正な情報管理
- ・公務の効率化

【指定道路図のイメージ】



【補助制度】

狭あい道路整備等促進事業

事業期間	平成21年度～25年度
狭あい道路情報整備等事業(ソフト事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路に係る調査、測量、分筆または登記に要する費用 ・指定道路図、指定道路調書その他狭あい道路に関する図書の作成に要する費用 ・上記に係るデータベースの構築、運営または公開に要する費用 ・狭あい道路拡幅整備促進計画等に係る計画の策定に要する費用 他
狭あい道路拡幅整備事業(ハード事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査、設計、分筆、登記、用地の取得、築造、舗装またはこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用 ・狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための「門、塀等」について除却または移設に要する費用 他
補助対象	地方公共団体、民間事業者等(ハード事業のみ)
補助率	直接補助 1/2 間接補助(ハード事業のみ) 1/3

市営住宅ストック総合改善事業について

建築住宅部住宅課

【事業の内容】

・定期点検

近年相次ぎ発生した昇降機や遊戯施設の死亡事故、外壁タイルや広告物の落下事故等により、建築物や昇降機などにおける日常の維持保全が重要であることが再認識された。

こうした事故を受け建築基準法では、平成20年4月1日より、建築物等の定期的な点検の項目、方法、判定基準が明確化・厳格化された。特に外壁の点検方法にあつては、従来手の届かない外壁部分は、目視で異常を調査すればよかつたところを、「外壁改修等から10年を経てから最初の調査の際に全面打診等による調査」と明確化された。公共建築物にあつても同様な項目に3年毎の定期的な点検が義務付けられたところである。

本来、日常の維持保全は、建築物の所有者・管理者に課された義務であり、特に公共建築物にあつては改めて建築基準法で課されるまでもないものであることから、この定期点検を行い建築物の安全性を確保することにより、市民の生命財産の保護を図っていく。

・計画修繕

市営住宅ストックは、建設後25年以上経過し、老朽化が進んでいる住宅が約60%となっている。現況下では、ガス管や排水管の改修や法で定められている水道メーターの取替えなど、緊急的な修繕さえも選択する中で対応している状況にある。平成22年度にあつては、地上デジタル対応工事や水道メーター取替えの他、老朽化が著しい湖東団地の全てを賄う給水塔の高架水槽の取替え改修を行なうなどの緊急的な修繕が殆どであるが、今後については、平成22年度までに策定する「公営住宅等長寿命計画」の中で、計画的な修繕を進めていく。

・湖東団地改善

昭和40年代に建設された湖東団地は、平成19年度から特に老朽化の激しいC1、C2、C8、C9棟の大規模改善を行う計画であつた。しかし、大規模改善方式では財政負担が大きくその軽減をはかるため、住戸面積の変更を伴わず最低限必要な改修のみを行う個別改善方式にて工事を行なうことにした。また、完成した30戸の内24戸募集し、73件の応募があつた。

【所管課の見積額】

32億円（平成20年度～）

【修繕事例】

<p>定期点検</p>	<p>定期点検の見直し：外壁の全面打診等、昇降機の詳細判定 遊戯施設の探傷検査、建築設備の全数測定検査等</p>	
		
<p>計画修繕</p>	<p>屋上防水、高架水槽等の改修を行う</p>	
		
<p>湖東団地改善</p>	<p>給排水管・ガス管の改修、和室とDKをLDKに改修、流し台取替え、 浴槽新設、浴室・トイレ手すり設置、ドア襖取替え、バルコニー手すり 取替え、1階室内段差解消、外壁補修の上吹付け工事</p>	
<p>内部改修前</p>		<p>改修後</p>
		

公共建築物緊急耐震化推進事業について

建築住宅部公共建築課

1 公共建築物の耐震化の現状と課題

市民に安全で安心な公共建築物を提供するため、地震による倒壊被害を未然に防止すると共に、市民の大切な命を保護することを目的に、「浜松市公共建築物耐震補強推進計画」に基づき、公共建築物の耐震化事業を進めてきた。

昨年度には、子どもの安全をより早く確保するために、教育施設の耐震化を2年前倒しして平成23年度までに完了する事を決定した。さらに、今年度に入り、国の経済危機対策の補助金を活用しながら教育施設のよりいっそうの前倒しを行い平成22年度までの完了をめざす。

しかしながら、教育施設を除く施設については耐震化事業が進んでいないのが現状で、浜松市の耐震化率は県基準で静岡県・静岡市に比べ17%程度遅れており、今後の前倒しの検討が必要である。

2 推進計画の見直し

(1) 計画期間

推進計画の計画期間を1年前倒しして、平成26年度(教育施設は22年度)を目途とする。

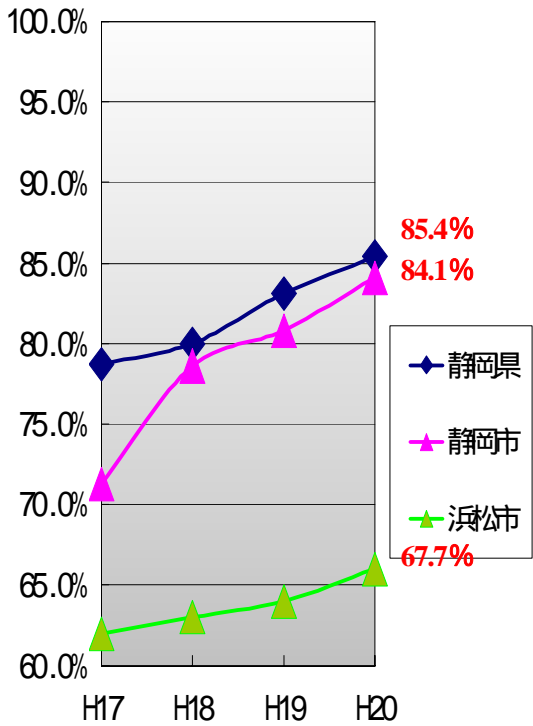
(2) 耐震化事業の目標

静岡県の判定基準に基づく耐震化率を平成26年度に78%以上とする。また、教育施設については、文部科学省の耐震判定基準に基づく耐震化率を平成22年度までに100%とすることをめざす。

3 所管課の見積額

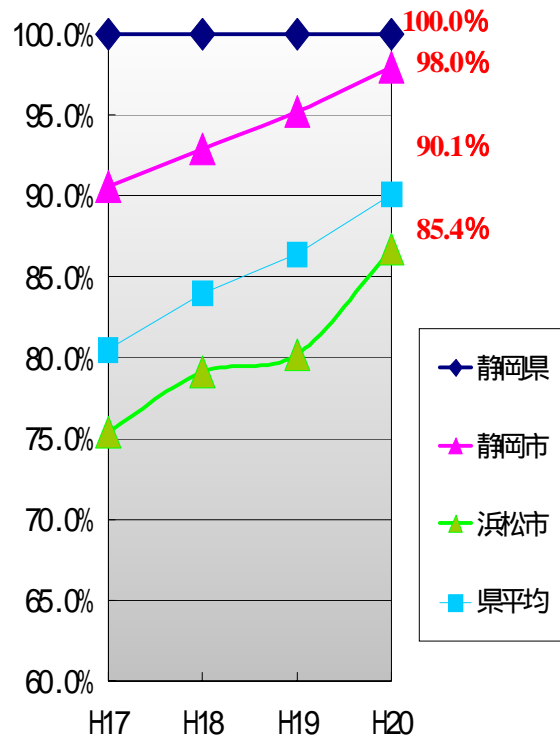
109億円(平成19年度～26年度)

耐震化の現状
県基準 ランク 以上



静岡県：平成 23 年度 100%
静岡市：平成 27 年度 100%
浜松市：平成 27 年度 78%

文部科学省基準 Is 値 0.7 以上
(小学校・中学校のみ)



静岡県： 100%
静岡市：平成 21 年度 100%
浜松市：平成 22 年度 100%